定款ごとの収入印紙（第6号）

定款	収入印紙	注意
株式会社の紙の定款（公証人が保存する原本）	40,000円	
株式会社の紙の定款（会社に返される1通）	不要	
電子定款（PDFに電子署名して認証を受けるもの）	不要	
合同会社・合名会社・合資会社の紙の定款	40,000円	何通作っても原本1通だけ
変更した部分だけを書いた変更定款	不要	
一般社団法人の定款	不要	

非課税になるのは、株式会社と相互会社の定款のうち、公証人法第58条第3項により公証人が保存するもの以外のものです（令和7年10月1日から。それまでは第62条の3第3項）。

国税庁 No.7141 印紙税額の一覧表（第5号～第20号文書）（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7141.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 質疑応答事例 印紙税「課税される定款の範囲」（24/01）（https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/24/01.htm、2026年11月16日確認）
日本公証人連合会 定款認証 Q3（https://www.koshonin.gr.jp/notary/ow09_4/9_4_q03、2026年11月16日確認）
国税庁 質疑応答事例（印紙税 24/02）（https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/24/02.htm、2026年11月16日確認）
印紙税法 別表第一（e-Gov）（https://laws.e-gov.go.jp/law/342AC0000000023、2026年11月16日確認）
法務省 合同会社の設立登記（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00141.html、2026年11月16日確認）
「印紙税額の一覧表」（国税庁）（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7140.htm）を加工して作成（令和8年4月1日現在法令等）